

日 時	令和4年1月24日(月) 9:50~10:05 第18回経営会議
出席者	市長、平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、政策局長、総務局長、財政局長、政策局政策調整担当理事
欠席者	なし
議 題	1 財政ビジョン(素案)について【財政局】
議 事 要 旨	<p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたる安定した市政運営の“土台”となる持続的な財政を実現するため、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」(素案)を4年度予算案にあわせて公表する。 ・令和4年3月にパブリックコメントを実施し、同年6月に議会への説明と審議を経て原案を確定する。 <p>【説明要旨】</p> <p>○策定の背景・ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の4つの観点から、将来にわたる安定した市政運営の“土台”となる持続的な財政を実現するため、中長期の財政方針として策定する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在及び将来の横浜市民への責任 2. 市政運営の前提条件の転換 3. 3つのリスクへの中長期的な対応 4. 特別自治市を見据えたより高度な自立性・自律性の確保 <p>○現状認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」(以下、「財政責任条例」という。)に基づき中期的な健全性を確保した財政運営に取り組んできたが、高齢化の進展等による社会保障経費の増加から、予算規模が拡大している。また、公共投資の経費も高い水準で推移している。 ・一方で、市税収入については人口増加ペースの鈍化と国の税制改正等により歳出の伸びを補うほどには増加しておらず、臨時的な財源に頼らざるを得ないだけでなく、緊急的な事態に対応する財政的な余力が乏しくなっている。 ・以上のような状況により、将来人口推計をベースにした長期財政推計では、今後、各年度の収支差は拡大し続けることが予測されており、将来的に現在の行政サービスの水準を維持することが困難になるという危機的な状態を迎えているため、その解消に向けて取り組んでいく必要がある。 <p>○財政ビジョンの位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政責任条例の「将来にわたる責任ある財政運営の推進」(第1条)という目的の実現のため、財政責任条例の趣旨、特に「財政運営の基本原則」(第2条)を具現化・実行化する中長期の財政方針として財政ビジョンを策定する。 ・財政ビジョンでは、財政責任条例の趣旨を踏まえた「目指すべき『持続的な財政』の姿」を示すとともに、その実現に向けた「財政運営の基本方針」お

よび基本方針を踏まえた上で、具体的な課題に対応するための将来に向けたアクションを定める。

- ・策定後は財政ビジョンの内容を踏まえ、各基本計画で計画期間ごとに「財政目標」と「取組」を設定し、これに沿って各年度の財政運営・予算編成を行う。

○目指すべき「持続的な財政」の姿

- ・財政ビジョンでは、財政責任条例の趣旨やこれまでの本市における財政運営の考え方を踏まえ、財政の将来像として「持続的な財政」を「安定性」「強靱性」「将来投資能力」の3つの基礎的な性質が備わり、市政運営の土台としての基本的な役割が将来にわたり継続的に発揮できる状態の財政」と定義し、中長期の財政運営において目指すべき財政の姿とする。
- ・「財政の持続性」について、定量的に評価するための代表的な指標として「持続性評価指標」を設定する。
- ・指標については、財政ビジョンにおいて設定する「評価の視点」に沿って、基本計画期間ごと（もしくは、市政・財政を取り巻く大きな状況変化が起きた場合）にモニタリングを行い、本市の財政の持続性について総合的に評価を行うとともに、その評価に基づき、中期的な財政運営の方針を決定し、実践していく。

○財政運営の基本方針

- ・「持続的な財政」の実現に向けて、「債務管理」「財源確保」「資産経営」「予算編成・執行」「情報発信」「制度的対応」の6つからなる「財政運営の基本方針」に基づいた財政運営を行っていく。

○将来アクション

- ・「中長期の債務管理」「収支差解消」「資産経営」「地方税財政制度の充実」の各分野における具体的課題に対して、「財政運営の基本方針」を踏まえ、将来に向けて今から取り組むアクション（将来アクション）を、以下のとおり、設定する。

（1）債務管理アクション

「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について 2040 年度末残高を 2021 年度末残高程度に抑制

（2）収支差解消アクション

2030 年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で予算編成における収支差を解消

（3）資産経営アクション

＜未利用等土地の適正化目標＞（基準時点：2021 年度末）

基準時点における未利用等土地と、基準時点以降に新たに生じる未利用等土地の総面積のうち、

- ・2030 年度までに 30ha を適正化
- ・2040 年度までに 60ha を適正化

＜公共建築物の規模効率化目標＞（基準時点：2021 年度末）

一般会計で整備・運営する本市保有の公共建築物の施設総量（＝総床面積）

について、

- ・ 2065 年度：基準時点から少なくとも 1 割を縮減
- ・ 2040 年度：基準時点以下に縮減（現状より増やさない）

(4) 地方税財政制度の充実に向けた課題提起

- ・ 社会経済動向及び大都市の特性に応じた地方交付税の充実・確保
- ・ 大都市の自律的な財政運営を可能とする税制・税源配分への見直しと
国・地方の財源の充実
- ・ 臨時財政対策債制度の見直し

【主な意見等】

- ・ 財政ビジョンおよび今後策定する「行政運営の基本方針」の両輪で、持続可能な市政運営の実現に向けて取り組んでいくこと。

【結論】

主な意見を踏まえつつ、局案の方向性について了承。